

出石
城下町

伝建 かわら版



平成 19 年 7 月 10 日発行 編集／豊岡市教育委員会（文化振興課：TEL0796-23-1160、出石分室：TEL0796-21-9029）

出石伝建保存地区の都市計画決定にともない 現状変更の許可が必要になりました

豊岡市は、6月22日に豊岡市出石伝統的建造物群保存地区を都市計画決定し、同日に告示しました。

これにより、保存審議会の規定などの部分施行だった伝建条例（豊岡市伝統的建造物群保存地区保存条例）の条項がすべて施行され、保存地区内¹の町並み保存に影響する現状変更行為に市の許可が必要になりました。

「許可が必要な行為」、「許可される基準の概要」、「許可を必要としない場合」は、次の表のとおりです。



正式に「出石伝建地区」となりました！

許可が必要な行為	許可される基準の概要	例外（許可を必要としない場合）
① 建築物の新築、増築、改築、取り壊し 又は修繕等で 外観を変更 することとなるもの ② 工作物（立て植え看板、門、塀など） の設置、修繕、模様替え又は色彩の変更で、 外観を変更 することとなるもの ③ 宅地 の造成 ④ 木竹 の伐採 ⑤ 土石 の類の採取 ⑥ 水面 の埋立て	特定物件以外の物件 の現状変更については、施工後の位置、規模、形態、意匠又は色彩が当該保存地区の 歴史的風致²を著しく損なうものでないこと 。 ³ （具体的には次ページの「許可基準」のとおり）	① 非常災害時の 応急措置 ② 次に掲げる 工作物 の設置、除却 <ul style="list-style-type: none"> ・ 仮設の工作物 ・ 水道管、下水道管など ③ 次に掲げる 木竹 の伐採 <ul style="list-style-type: none"> ・ 間伐、枝打ち、整枝等通常行われる伐採 ・ 枯損又は危険な木竹の伐採 ・ 森林病虫害等防除のための伐採 ・ 自分の生活用に必要な木竹の伐採 ・ 仮植した木竹の伐採 ④ そのほか、次に掲げる行為 <ul style="list-style-type: none"> ・ 法令等の処分による義務の履行 ・ 道路標識等の設置等

「許可が必要な行為」で、「例外」以外の行為を行う場合は、必ず許可申請書を提出してください。

（許可申請には申請書以外にも設計書等が必要な場合があります。詳しくは教育委員会（出石分室又は文化振興課）までご相談ください。）

改築、取り壊し予定がある方は、早急にご連絡を

また、いったんは6月末で締め切りました平成20年度に実施する補助事業の申請の受け付けも、可能な限り随時受け付けたいと思います。

建物の改築など、外観にかかる現状変更の予定がある方は、どうか早めに教育委員会までご連絡ください。

教育委員会 (0796)
文化振興課:TEL23-1160
出石分室:TEL21-9029

¹ 保存地区：概ね、材木、魚屋、内町、八木、本町、宵田、田結庄の各地区。一部含まれない部分やその他の地区で含まれる部分があります。

² 風致：おもむき、あじわい。

³ なお、特定物件の現状変更にかかる「許可される基準の概要」は「当該伝統的建造物群の特性を維持していること」です。ただし、実際に特定物件の現状変更を行う場合は3ページ右下の「修理基準」に従って施工します。